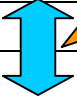


雇用条件変更時の行政手続き

従業員との雇用条件を変更し、1日の空白もなく引き続き雇用する場合の行政手続きの一覧

	変更後の就労形態	提出書類	添付資料	注意事項
定年前の 就労変更	給与の見直し (勤務時間は不変)	健康保険・厚生年金保険 算定月額変更届 (定年前の給与に比べて標準報酬月額等級表 で 2級以上 の違いが生じた場合のみ届出)		再雇用後 4か月 目に社会保険料が改定 されるので、 3か月 間は 退職前 の社会 保険料額を社会保険事務所に納める
	週30時間以上勤務			 事業主も従業員も 負担額が異なる
	週20時間以上30時 間 未 満勤務	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届 雇用保険 被保険者 区分変更届	労働者名簿(出勤簿)の写し	
定年退職者 の再雇用	給与の見直し (勤務時間は不変)	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届 健康保険・厚生年金保険 被扶養者異動届	健康保険被保険者証 年金手帳 就業規則の定年記載事項の写し 等の 定年退職を証明 するもの	再雇用直後 から社会保険料が改定され る
	週30時間以上勤務	資格喪失日(退職日の翌日)と資格取得 日が同じ日なので 同日得喪 という		
	週20時間以上30時 間 未 満勤務	定年前の就労変更と同じ	定年前の就労変更と同じ	

(*) 60歳未満の従業員を60歳以降も週20時間以上の勤務で引き続き雇用する場合、および、60歳で定年退職して失業する場合は、雇用保険 被保険者 **60歳到達時賃金証明書**を公共職業安定書に提出する必要があります。

(**) **雇用条件の変更**にあたり、下記の扱いを就業規則や社内規程等で定めておき、定年退職であれば**雇用契約書**を改めて交わし、定年前であれば**労働条件見直しに関する誓約書**を交わすことをお奨めします。

- 給与額 : 従業員が年金を受給する場合は、その年金額により給与額を調整
その他の場合は、時間給に換算して今までと同じかやや低め
- 退職金の精算の時期 : 一般的には雇用条件変更前に精算して支払う
- 変更後の退職金の積立ての有無 : 再積立てしない企業が多い
- 変更後の退職金の支給率 : 再積立てするとしても、一般的には今までとは別の支給率とする
- 賞与の支払いの有無 : 支払う企業が多い(退職金を再積立てしないための配慮)
- 賞与の支給率 : 一般的には今までとは別の支給率とする